

第六十四号議案

塩沢江戸川荘の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

塩沢江戸川荘の指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、塩沢江戸川荘の指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
塩沢江戸川荘	千代田区平河町二丁目七番 一号	株式会社フジランド 代表取締役 岡部 要一	平成二十八年四月一日から平 成三十三年三月三十一日まで

（説明）

平成二十八年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの塩沢江戸川荘の指定管理者を指定する必要があるもので、本案を提出いたします。